

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社 F I X E R

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年9月1日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

【会社名】 株式会社F I X E R

【英訳名】 F I X E R I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松岡 清一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-3455-7755

【事務連絡者氏名】 取締役 磐前 豪

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-3455-7755

【事務連絡者氏名】 取締役 磐前 豪

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	5
第4【経理の状況】	6
1【四半期財務諸表】	7
2【その他】	11
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	12
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期累計期間	第12期
会計期間	自 2021年9月1日 至 2022年5月31日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
売上高 (千円)	6,771,527	3,606,449
経常利益 (千円)	1,612,683	314,888
四半期(当期)純利益 (千円)	998,970	196,212
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	650,546	650,546
発行済株式総数 普通株式 (株)	45,544	43,323
A種優先株式	—	2,221
純資産額 (千円)	2,715,576	1,716,606
総資産額 (千円)	5,181,946	2,631,911
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	73.11	14.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	52.4	65.2

回次	第13期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	30.30

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を2,221株交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。これにより、発行済株式総数のうちA種優先株式が2,221株減少し、普通株式が2,221株増加しております。

3. 当社は、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は13,663,200株となっております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間（自 2021年9月1日 至 2022年5月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、依然として極めて厳しい状況にあります。感染拡大防止や産業支援等の政策の結果、企業活動や個人消費等に持ち直しの動きがみられますが、コロナ禍長期化のリスクを踏まえて対応していく必要があります。

一方、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、テレワークの推進、施設や店舗への営業時間短縮や休業、不要不急の外出自粛等の要請が長期的に継続しました。これにより、人との接触機会を減らしながら商品やサービスを購入したり、就業したりすることができる、インターネットサービスに対する需要は引き続き高い状況です。そして、これらのサービスを提供するIT企業に対する投資拡大の動きが広がり、とりわけクラウドサービス事業者に期待される社会的役割は、一層拡大していると認識しております。

具体的には、テレワーク環境の整備、顧客接点のデジタル化を中心としたデジタルトランスフォーメーションの基盤となる、パブリッククラウドの活用が加速化しております。当社が提供するマネージドサービスの主たる基盤であるパブリッククラウドMicrosoft Azure は、クラウドサービスの世界シェアで2018年にAWSを逆転して首位に立ち、高い成長率を維持しております。

当社はパブリッククラウドのマネージドサービスを中核事業とし、パブリッククラウドの活用を推進する各種サービス開発をポートフォリオに有する企業として、ビジネスの拡大に取り組んでまいりました。その中でも、前事業年度より開発・運用を行ってきた中央省庁向けエンタープライズクラウドシステムのサービス拡充や、メタバース基盤等の新規サービス開発に取り組んでまいりました。これらの分野につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナ時代のニューノーマルにおける社会的価値とニーズが高い分野として、引き続き注力してまいります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高6,771,527千円、営業利益は1,614,955千円、経常利益は1,612,683千円、四半期純利益は998,970千円となりました。

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は5,181,946千円となり、前事業年度末に比べて2,550,034千円増加しました。これは主に、現金及び預金が1,514,032千円、売掛金及び契約資産が916,519千円、投資その他の資産が75,149千円、その他の流動資産が33,707千円、有形固定資産が11,484千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は2,466,369千円となり、前事業年度末に比べて1,551,063千円増加しました。これは主に、未払法人税等が515,612千円、短期借入金が500,000千円、買掛金が375,060千円、その他の流動負債が266,117千円増加した一方、長期借入金が68,468千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は2,715,576千円となり、前事業年度末に比べて998,970千円増加しました。これは、当第3四半期累計期間における四半期純利益998,970千円の計上によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

(注) 2022年4月15日開催の臨時株主総会により、同日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を180,000株としております。また、2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は53,820,000株増加し、54,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年9月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	45,544	13,663,200	非上場	(注) 1、2、3
計	45,544	13,663,200	—	—

(注) 1. 当社は単元株制度を採用しておりません。ただし、2022年4月15日開催の臨時株主総会決議により、2022年6月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。

3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は13,617,656株増加し、13,663,200株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月12日 (注) 1	普通株式 2,221	普通株式 45,544 A種優先株式 2,221	—	650,546	—	615,546
2022年4月15日 (注) 2	普通株式 2,221 A種優先株式 △2,221	普通株式 47,765	—	650,546	—	615,546
2022年5月16日 (注) 3	普通株式 △2,221	普通株式 45,544	—	650,546	—	615,546

- (注) 1. A種優先株式の取得
株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。
2. A種優先株式の廃止
2022年4月15日付で、A種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、当社が取得したA種優先株式のすべてが消滅し、同数の普通株式になりました。
3. 2022年4月15日の定款変更によりA種優先株式から普通株式に変更となった株式のすべてについて、2022年5月16日付で消却しております。
4. 2022年5月16日の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は13,617,656株増加し、13,663,200株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,544	45,544	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	45,544	—	—
総株主の議決権	—	45,544	—

- (注) 1. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年4月12日付で、A種優先株式2,221株のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式2,221株を交付しております。自己株式として取得したA種優先株式については、2022年4月15日付でA種優先株式に関する定款の定めを廃止したため、その後普通株式として保有しておりましたが、2022年5月16日付ですべて消却しております。
2. 2022年4月15日開催の臨時株主総会において、2022年6月2日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用する決議をしております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数は13,617,656株増加し、13,663,200株となり、議決権の数は136,632個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年9月1日から2022年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドラインの24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年8月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,466,906	2,980,938
売掛金	723,412	—
売掛金及び契約資産	—	1,639,931
その他	85,878	119,585
流動資産合計	2,276,197	4,740,456
固定資産		
有形固定資産	85,399	96,883
無形固定資産	2,288	1,430
投資その他の資産	268,026	343,175
固定資産合計	355,713	441,489
資産合計	2,631,911	5,181,946
負債の部		
流動負債		
買掛金	348,162	723,222
短期借入金	—	500,000
1年内返済予定の長期借入金	155,851	97,364
未払法人税等	85,823	601,436
賞与引当金	59,922	81,150
その他	146,869	412,987
流動負債合計	796,629	2,416,161
固定負債		
長期借入金	118,676	50,208
固定負債合計	118,676	50,208
負債合計	915,305	2,466,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	650,546	650,546
資本剰余金	615,546	615,546
利益剰余金	448,939	1,447,909
株主資本合計	1,715,031	2,714,001
新株予約権	1,575	1,575
純資産合計	1,716,606	2,715,576
負債純資産合計	2,631,911	5,181,946

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
売上高	6,771,527
売上原価	4,179,585
売上総利益	2,591,941
販売費及び一般管理費	976,986
営業利益	1,614,955
営業外収益	
受取利息	11
営業外収益合計	11
営業外費用	
支払利息	2,282
営業外費用合計	2,282
経常利益	1,612,683
税引前四半期純利益	1,612,683
法人税等	613,712
四半期純利益	998,970

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注制作のソフトウェアに係る開発案件に関しては、従来は、長期かつ大型の開発契約については、開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない場合は工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、アプリ開発の教育講座については、従来、講座終了時に収益を認識していましたが、契約における履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度については新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
減価償却費	22,926千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
準委任契約	6,057,091
請負契約	635,550
その他	78,885
顧客との契約から生じる収益	6,771,527
外部顧客への売上高	6,771,527

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純利益	73円11銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	998,970
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	998,970
普通株式の期中平均株式数(株)	13,663,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社はA種優先株式を発行していましたが、剰余金の配当請求権について普通株式と同順位であるため、1株当たり四半期純利益の算定上、その普通株式相当数を期中平均株式数に含めて計算しております。
3. 2022年5月16日開催の取締役会決議により、2022年6月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用)

当社は、2022年4月15日開催の臨時株主総会により定款の一部を変更し、2022年6月2日を効力発生日として1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(株式分割)

当社は、2022年5月16日開催の取締役会決議により、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2022年6月2日付で次の株式分割を行っております。

(1) 分割の方法

2022年6月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき300株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	45,544株
分割により増加した株式数	13,617,656株
分割後の発行済株式総数	13,663,200株
分割後の発行可能株式総数	54,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年6月2日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については当該箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月23日

株式会社 FIXER
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本間 洋一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

島津 慎一郎 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社 FIXER の 2021 年 9 月 1 日から 2022 年 8 月 31 日までの第 13 期事業年度の第 3 四半期会計期間（2022 年 3 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日まで）及び第 3 四半期累計期間（2021 年 9 月 1 日から 2022 年 5 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 FIXER の 2022 年 5 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上